

重要事項説明書

平成30年4月1日改定

1. 当認知症対応型共同生活介護の概要

(1) 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人社団 平真会
代表者名	平良 真昌
所在地 ・ 連絡先	(住所) 東京都練馬区南田中3-26-3 (電話) 03-3997-2657 (FAX) 03-3995-3826

(2) 事業所の概要

名称	薬師堂グループホームキミ
所在地 ・ 連絡先	(住所) 東京都練馬区富士見台4-4-18 (電話) 03-3577-8767 (FAX) 03-3577-8769
事業所番号	1392000319
管理者の氏名	森田 文夫

(3) 共同生活介護の目的及び運営方針

① 目的	認知症でも人間として尊厳をもって最後まで共同生活ができ、地域との交流を持ち、残存機能を大切に維持し、健康で人間らしい生活を送ること。
② 運営方針	家庭的で安心して日常生活が送れるように配慮します。 一人一人自由な空間の持てる生活ができるように配慮します。 家族との連絡を密にします。
③ 計画の作成	計画作成担当者が、お客様の直面している課題等を評価しお客様の希望を踏まえて、介護従事者と協議の上、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載してお客様に説明の上、交付します

(4) 職員体制及び設備等

① サービス提供時間帯の職員配置

時間帯	7:00～16:00	9:00～18:00	11:00～20:00	16:30～翌9:30
職員数	2～3名	3名	3名	1名

② 職員体制

主 な 業 務 内 容		
施設長	1名	施設の運営・管理全般に関すること
管理者	1名	ホームの管理運営・介護計画作成・利用者及び家族の相談苦情に関すること
介護支援専門員	2名	介護計画作成・利用者の生活支援
ホーム長	1名	ホームの管理運営補佐・管理者代行 利用者の健康管理・緊急対応 利用者の生活支援・介護
防火防災管理者	1名	防災責任者・利用者の生活支援・介護
介護スタッフ	15名	利用者の生活支援・介護

③ 資格

	資 格	常 勤	非常勤	業務内容
管理者	介護支援専門員	1		管理全般
計画作成担当者	介護支援専門員		2	介護計画作成
介護職員等	介護福祉士	4		介護全般
〃	2級ヘルパー	6	8	介護全般

④ 設備

- (1) 耐火構造物
- (2) 2階7室、3階2室 4階9室
- (3) 浴室（機械浴1、一般浴2）
- (4) リビングキッチン 3階、5階

2. サービスの内容

(1) 介護保険給付対象サービス

① 食事、掃除、その他の家事等について、介護従事者がお客様のお手伝いをします。

種 類	内 容
日常生活の援助	食事、掃除などの家事や入浴、排泄のお手伝いを行います。
相談及び援助	入所者とその家族からの御相談に応じます。

② 入浴

入浴は毎回本人の健康を確認して行います。
体調が悪い時には清拭にて対応することができます。

③ 排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 健康管理

医師・看護師・介護職員が連携を行い、健康管理を行います。

訪問歯科とも連携をとっています。

⑤ レクリエーション活動

日常生活を活性化する為に種々のレク活動を実施し楽しみのある生活になるよう援助をします。

ボランティアによる音楽療法等活動しています。

⑥ その他自立への支援

寝たきり防止のため、できるかぎり日常の生活が活性化するように配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

(2) 短期利用共同生活介護

① 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

② 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。

③ 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

④ 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、4日以上利用の場合は当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。

⑤ 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(3) 料金等

介護サービスを使用するために必要な費用、及びお支払い方法等は【契約書別紙】をご参照ください。

3. 入所の手続き

(1) 利用の申込み

・要介護認定区分が要支援2又は要介護状態にあると審査判定された方で、ケアプランに基づき、当事業を必要とする者が利用できます。

・ホームにて、利用に関する手続きの説明やホーム見学を行います。

・必要な書類は介護保険証、診療情報提供書等になります。

(2) 事前面接

・利用を希望した者の事前面接を行います。

・面接にて、本人の状態を確認します。

・契約事項、重要事項の説明を行い、利用の意思確認をあらためて行います。

(3) 入所判定

・事前面接の情報と診療情報提供書をもとに、当法人において入退所判定会を行い、入所の可否

判定を行います。

- ・入所決定の基準は、本人の心身の状態、当ホーム設備・職員配置上における対応可否、空室居室での対応可否、他の利用者との関連などと併せて事業の主旨に照らし合わせて総合的に判断します。

(4) 入所決定と入所

- ・入所の決定通知を行い、荷物搬入日、入所日を決めます。
- ・入所する居室は、当ホーム側が指定します。

4. 退所の手続き

利用契約書第15条により、契約の終了事由が発生した場合、次の手順で退所となります。

- (1) 当法人にて、退所判定を行います。
- (2) 退所先については、事業所と家族、担当介護支援専門員との間で協議を行い、すみやかに検討し、決定します。
- (3) 退所先の選定については、事業者と家族、担当介護支援専門員の三者が共同してその作業にあたります。
- (4) 退所先が決まり次第、退所日を決定します。
- (5) 退所日に、利用料金等を現金にて精算を行います。個人の契約に基づく電話、新聞料金の精算は、利用者及び家族等が行います。

5. 看取りに関する指針

(重度化した場合の対応にかかる指針)

看取りには「薬師堂グループホームキミ」の利用者が最後の場所及び治療等について本人の意思、及び家族の意向を最大限に尊重して行うものとする。

看取りを希望される利用者、家族の支援を最後の時点まで継続することを基本とする。

看取り実施中にやむを得ず病院や在宅等に搬送する利用者においても、搬送先の病院等への引継ぎ、継続的な利用者及び家族への支援を行うものとする。

(急変時における医師や医療連携との連携体制)

利用者の急変時、主治医又は協力医療機関に連絡、指示を受ける。状態を把握し、家族と連携して身体状態や介護内容について医師からの説明を受け、家族の意向に沿った適切な処置をおこないます。

(入院期間中における居住費や食事の取り扱い)

家賃・水道光熱費・共益費の徴収とし、入院期間が1ヶ月以上に及ぶ場合は、契約を一時中断とします。

(看取り看護に関する考え方)

医師による診断が、医学的に回復不能とみなされた時が看取りの開始とする。

本人及び家族に対して、主治医、又は協力病院から十分な説明が行われ、本人又は家族の同意を得なければならない。

可能な限り尊厳と安楽を保ち、安らかな死が迎えられるよう施設の整備、職員教育を整える。

※別途同意書あり。

6. 秘密保持の厳守

- (1) 施設及び全ての職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。
- (2) ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業等に対し、ご利用者の個人情報を提供いたしません。

7. 非常災害対策

- (1) 防災の対応 消防法に基づく防災マニュアルにより速やかに対応いたします。
- (2) 防災設備 消火器設備、自動火災通報設置、防排煙設備、火災通報設備、避難器具設備、誘導灯設備、スプリンクラー設備等を設置
- (3) 防火責任者 練馬区石神井消防署届け出 防火管理責任者

8. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当ホームの苦情対応窓口

相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いています。また、担当者が不在のときは、介護支援専門員・ホーム長・施設長が担当します。ご不明な点は何でもお尋ねください。

担当 管理者 森田 文夫

電話 3577-8767

(2) 区市町村の苦情対応

地域包括支援センター

電話 —

(利用者様住所地の地域包括支援センターとなります。)

練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局

電話 3993-1344

東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口

電話 6238-0177

9. 当事業者の特徴等

- (1) 今までの生活リズムが変わることなく、地域での生活が続けられるように支援します。
- (2) 医療法人が経営するため、医療連携を密に行います。
- (3) 新任研修、実務研修を年1回行います。
- (4) 第三者評価機関によるサービス評価の実施を行います。
- (5) 運営推進委員会を開催しサービスの評価を行います。